

# 上小医療圏（構想区域）の現状について

# 長野県地域医療構想に記載した上小構想区域の課題

## 【上小構想区域の課題（長野県地域医療構想から抜粋）】

### （現状）

- 2013年度(平成25年度)現在、がん患者の約半数が佐久・松本・長野区域に流出していますが、信州上田医療センターが2016年4月に地域がん診療病院に指定されたことから流出の減少が見込まれます。
- 東信地区の救命救急センターが佐久区域にあることから、高度急性期の患者の一部は今後とも佐久区域へ流出する見込みです。

### （課題）

- 高度急性期・急性期の一部を隣接する区域が担う一方、佐久、松本、長野区域等の回復期、慢性期の一部を上小区域が担うという機能分担が図られており、回復期・慢性期の病床については、今後とも一定の病床数を確保していく必要があります。
- 人口10万人当たりの医療従事者数は、医師が154.8人と10区域の中で少ない方から3番目、看護師が811.2人と少ない方から2番目となっており、医療従事者の確保が課題となっています。

これらの課題を今後検討していくにあたり、現状をレセプトデータ等を基に把握し、取り組むべき事項を明確にする。

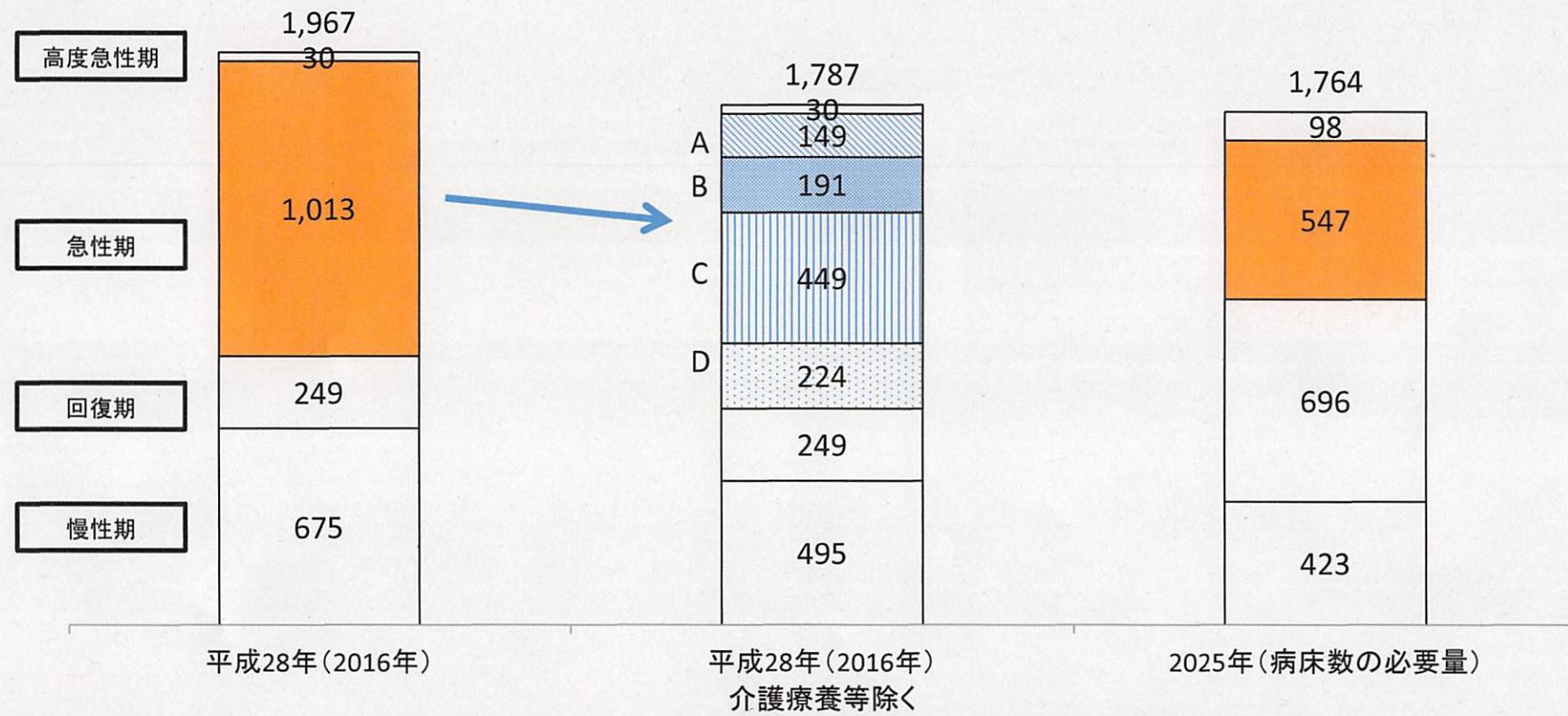
# (留意事項) レセプトデータに関する分析について

## 【本資料の分析に活用したレセプトデータ】

- ・ 厚生労働省において集計した、各年度の診療報酬請求に係るレセプトデータ(NDB)。
- ・ 病名の特定については、断りがない限り、疑い病名を除く、傷病名コードをICD10を用いて、対応させている。この他、DPCレセプトについては、DPCコードを基に病名を特定している。
- ・ 患者の受療動向の分析に当たっては、全レセプトデータのうち、国保・後期高齢者が保険者となるものから(社保レセプトは除外)、保険者住所を患者住所と推定し、診療を受けた医療機関の所在地との関係から、受療動向を分析している。
- ・ 特定の診療行為について、各医療圏、市町村内で発生したレセプト数については、社保を含む全レセプトデータを用いて分析している。
- ・ また、本レセプトデータの分析結果は、県の責任において公表するものであることから、県以外の方が、会議資料等に活用する場合は、「長野県公表データ」と引用元を明らかにしてください。

# 急性期病棟で行われた診療行為の内容について

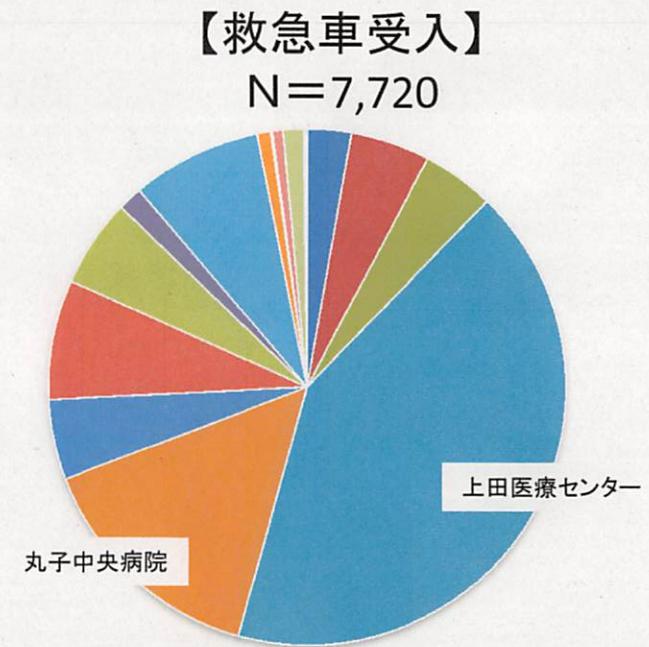
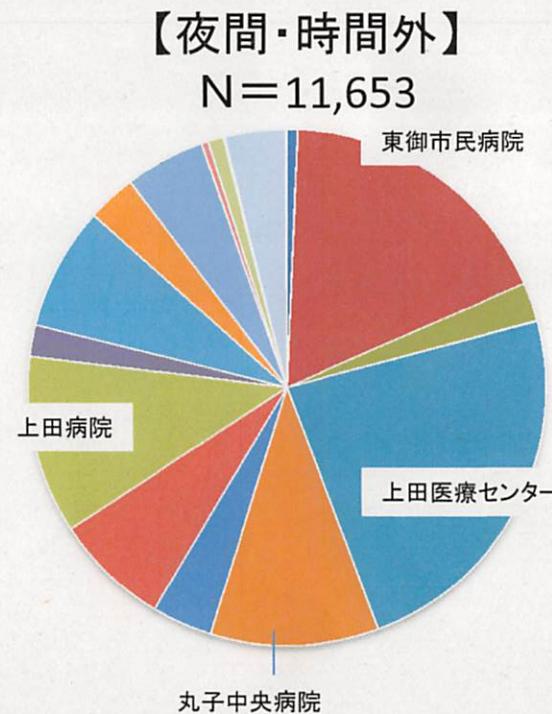
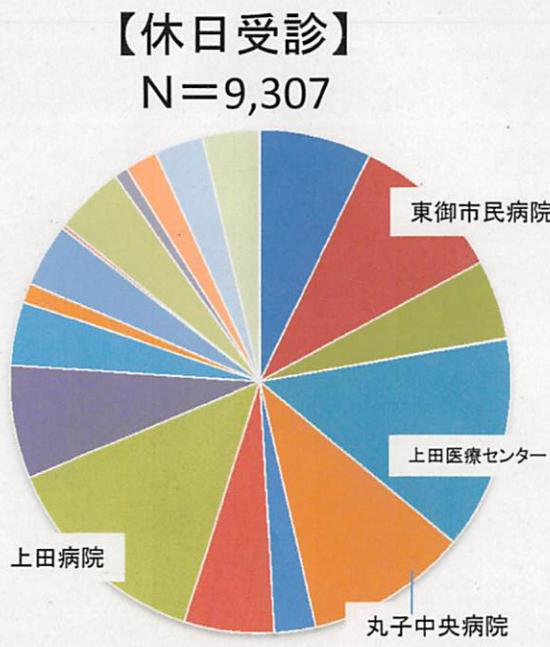
- 平成28年度の病床機能報告で急性期と報告された病棟について、病棟の入院患者に対し行われた手術やリハビリテーションの件数を病床あたりで指数化して分類したものの。
- 病棟運用の中で提供するリハビリの件数や手術実績等を可視化することができる。



A: 手術又は救急患者の受け入れが病床あたり月1件以上あるもの  
B: Aを除き疾患別リハビリテーションが病床あたり月1件以上あるもの  
C: A及びBを除き病棟から退院した患者に対し自院が在宅医療を提供するもの  
その他:A～Cの何れにも該当しないもの

# 救急医療の実施状況

- 以下は、平成28年度病床機能報告の結果から、救急医療の実施状況の医療圏内シェアを示したもの。
- 休日受診は、上田病院(14%)、信州上田医療センター(14%)、丸子中央病院(10%)及び東御市民病院(10%)の割合が多く、夜間・時間外の対応は、信州上田医療センター(23%)及び東御市民病院(18%)の割合が多い。
- 救急車の受入は、信州上田医療センター(42%)、丸子中央病院(15%)が主たる役割を担っている。



出典:平成28年度病床機能報告結果

## 医療機関への搬送時間の現状

【信州上田医療センター及び佐久医療センターの診療圏(H27)】

- 別表は、平成27年度のDPCデータと道路交通情報を基に、信州上田医療センター及び佐久医療センターまでの搬送時間及びカバー人口を示したもの。
- 仮に、30分内の診療圏を基準と考えた場合、信州上田医療センターについては、上田市街地及び丸子地区までが診療圏となり、カバー人口は約154,000人程度(有料道路を使用した場合)となっている。
- 佐久圏域の佐久医療センターについては、有料道路を使用したとしても、30分圏内の診療圏は小諸市中東部までとなっている。

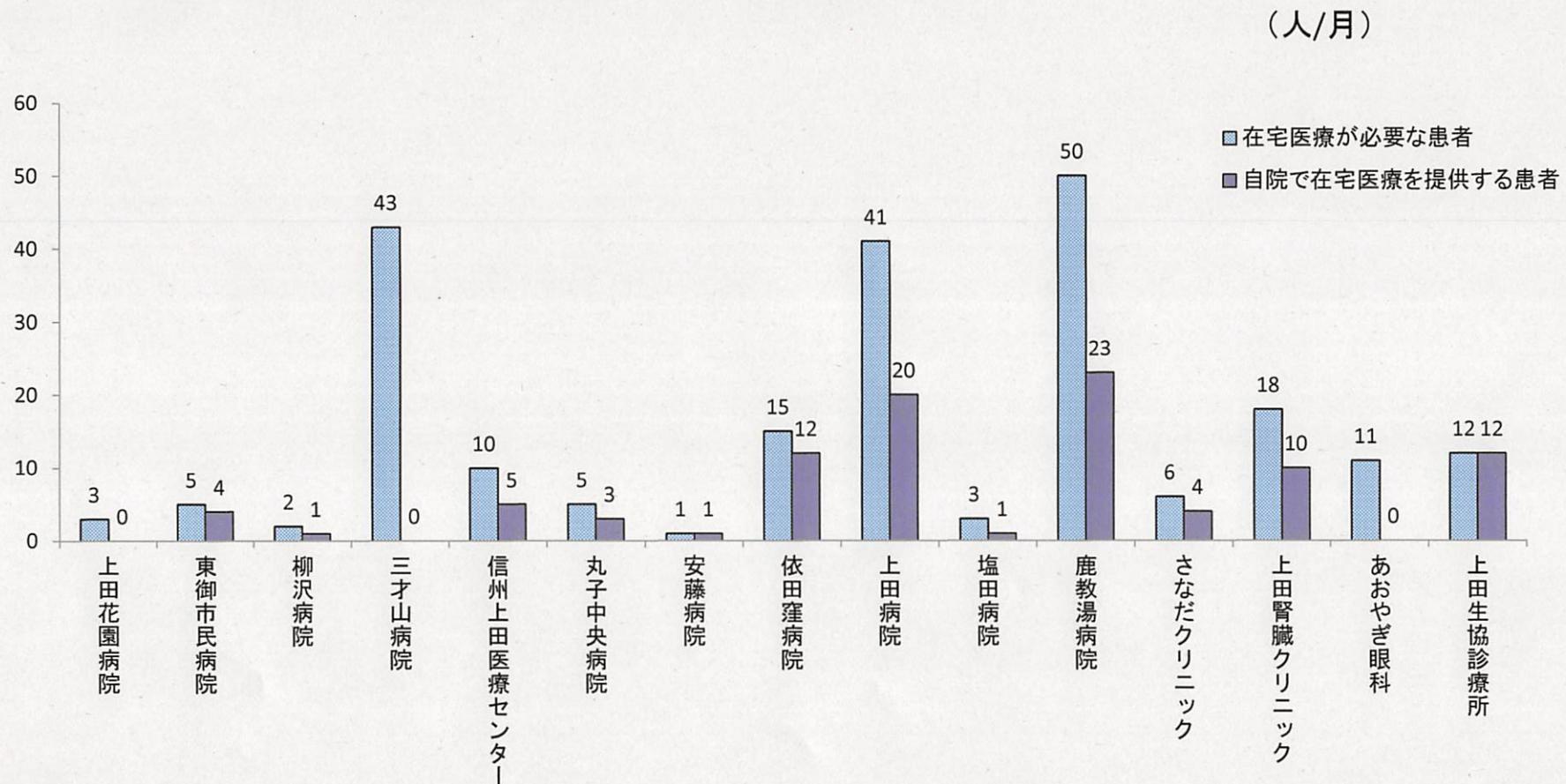
出典：石川ベンジャミン光一氏作成資料

# 退院患者に対する在宅医療の実施状況

## 【在宅医療が必要な退院患者に対する在宅医療の実施状況（H28）】

- 平成28年度の病床機能報告結果において、1か月あたりの退院患者のうち、在宅医療が必要なものに対し、入院医療を提供した医療機関による在宅医療の実施状況。

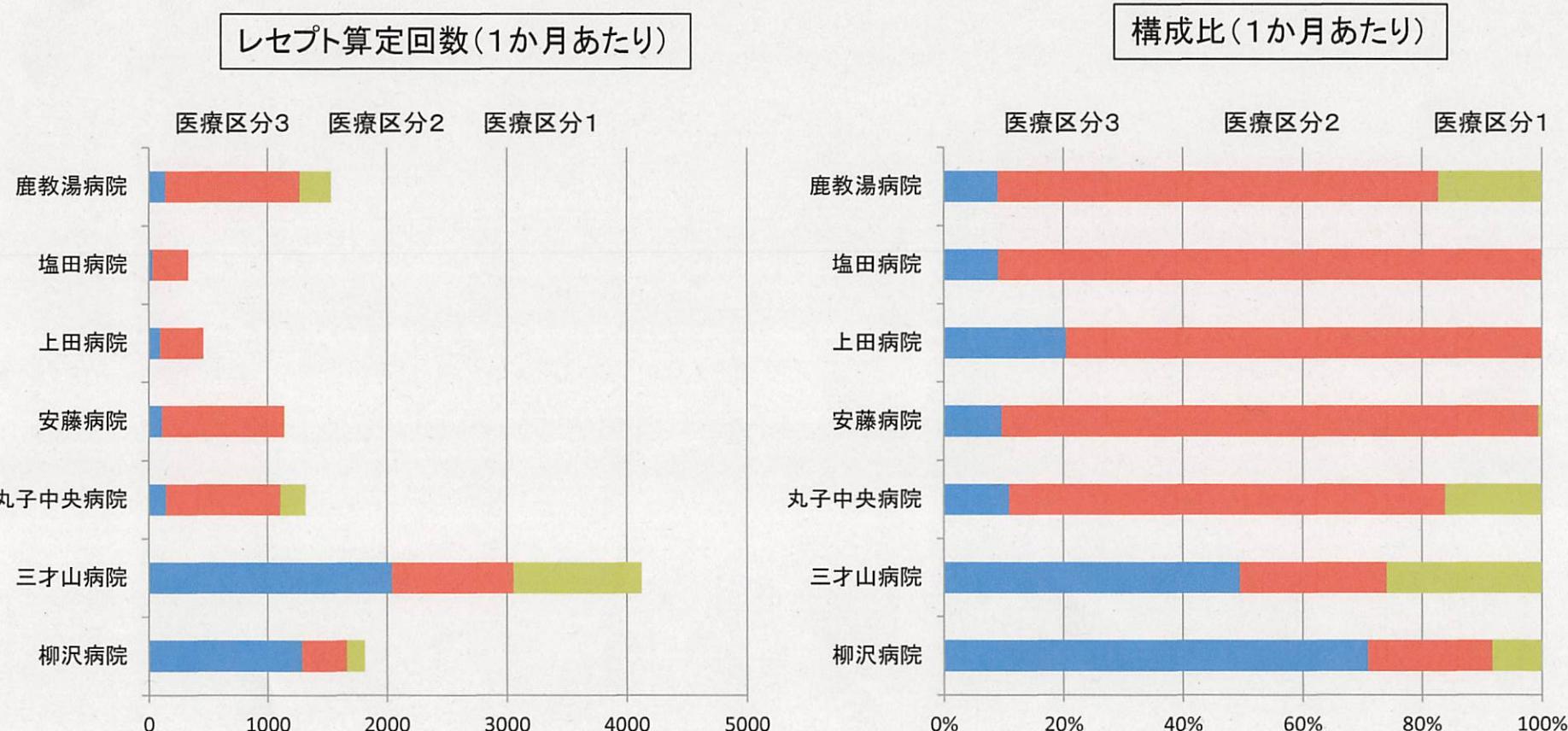
(※) 退院患者のうち、在宅医療が必要な者がいなかった医療機関を除く。



# 医療療養病床に入院する患者の医療区分の状況（病院）

## 【医療療養病床の医療区分の状況(H28)】

療養病棟入院基本料1又は2を算定する病棟において、入院患者を医療区分ごとに分類したもの。



※医療区分1:入院基本料G,H,I 医療区分2:入院基本料:D,E,F 医療区分3:入院基本料A,B,C

※報告の不備等により、入院基本料のデータがないものを除く

出典:平成28年度病床機能報告結果